

事例別添付書類詳細

令和6年4月1日

健康保険の扶養は単に親族だから、一緒に住んでいるからではなく、対象の方が実際に生活費の過半を被保険者から経済的援助を受け、生計が成り立っていることが前提となります。従って、年収見込額が基準内であっても、被保険者からの経済的援助に頼らず、自立して生計維持している方は扶養対象とはなりません。

扶養親族を追加する場合は「健康保険被扶養者異動届」に以下①～③の該当する書類を添えてご提出ください。

①親族関係の確認及び扶養理由確認のためにご提出頂くもの

扶養することとなった理由		添付書類 (原): 原本※返却しません (写): コピー
新規採用者(本人入社)の扶養家族		<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原)
結婚し配偶者を扶養		<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •婚姻届受理証明書(原)
子供が生まれた		<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) <li style="padding-left: 20px;">または 出生届(写) <li style="padding-left: 20px;">または 母子手帳の出生届出済証明(写) <li style="padding-left: 20px;">または 出産育児一時金請求書(原)※医師の証明印必須
養子縁組した		<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •戸籍謄本(原)
収入減により扶養に該当となった		<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •申請する年の給与明細書(写)※勤務先が複数の場合はすべて •最新の雇用契約書 •その他収入があれば金額が分かる書類
退職により無収入となった	失業給付を受給する ※日額3,612円以上の場合 給付制限期間中のみ認定可	<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •退職証明書(写) <li style="padding-left: 20px;">または 退職時の源泉徴収票(写) <li style="padding-left: 20px;">または 資格喪失証明書(原) •誓約書(原)※日額3,612円以上の支給額が有る被扶養者は、受給を貰い始めたら扶養から外す旨の誓約書を添付 •雇用保険離職票-1と2(写)※発行され次第提出 <li style="padding-left: 20px;">または 雇用保険受給資格者証(写)※発行され次第提出
	失業給付の受給延長予定 ※延長理由: 出産、育児、 傷病、海外、介護、その他	<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •退職証明書(写) <li style="padding-left: 20px;">または 退職時の源泉徴収票(写) <li style="padding-left: 20px;">または 資格喪失証明書(原) •誓約書(原)※日額3,612円以上の支給額が有る被扶養者は、受給を貰い始めたら扶養から外す旨の誓約書を添付 •雇用保険離職票-1と2(写)※発行され次第提出 <li style="padding-left: 20px;">または 雇用保険受給資格者証(写)※発行され次第提出 •延長通知書(写)※延長手続き後に提出
	失業給付を受給しない	<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •退職証明書(写) <li style="padding-left: 20px;">または 退職時の源泉徴収票(写) <li style="padding-left: 20px;">または 資格喪失証明書(原) •誓約書(原)※失業給付を受給しない旨の誓約書を添付
	雇用保険に加入なし	<ul style="list-style-type: none"> •住民票(原) •退職証明書(写) <li style="padding-left: 20px;">または 退職時の源泉徴収票(写) <li style="padding-left: 20px;">または 資格喪失証明書(原) •退職前3か月分の給与明細書(写) <li style="padding-left: 20px;">※雇用保険料の控除額が記載されていないことを確認 <li style="padding-left: 20px;">または退職証明書に雇用保険加入期間または不加入の旨記載してもらって下さい

失業給付受給終了により無収入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(原) ・雇用保険受給資格者証(写) ※支給終了印あるもの
傷病手当受給終了により無収入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(原) ・傷病手当金終了通知(写)

※住民票は続柄と筆頭者と世帯主が記載されたもので発行日より3ヶ月以内のものをご提出ください

※別居等により住民票では親族関係が確認できない場合は戸籍謄本等の原本を添付してください

※外国籍の方は、必要書類に加え、在留カード(写)をご提出ください。

ただし、住民票に以下の内容がすべて記載されていれば在留カードの提出は不要

「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」

②対象者の年収見込額を確認するためにご提出頂くもの

対象者の職業等		添付書類	(原):原本※返却しません (写):コピー
満16歳未満		不要	
満16歳以上の学生(高校・予備校・大学(院)・専門学校等)		<ul style="list-style-type: none"> ・学生証(写)※両面 または 在学証明書(写) 	
満16歳以上(学生以外)	収入の無い方	<ul style="list-style-type: none"> ・課税(非課税)証明書(原) 	
	勤労収入あり パート・アルバイト等	<ul style="list-style-type: none"> ・課税(非課税)証明書(原) ・勤務先が発行する給与明細書3カ月分(写)※勤務先が複数の場合はすべて 	
	年金受給者 または 受給見込者 老齢基礎年金、 老齢厚生年金、 障害年金、 遺族年金、 企業年金、 など	<ul style="list-style-type: none"> ・課税(非課税)証明書(原) ・年金通知書(写) または 受給見込額の概算書(写) または 公的年金等源泉徴収票(写) (配偶者の死亡により遺族年金が付加される場合は本人年金との調整後の金額を試算した概算書をもってください) 	
上記以外にも収入のある方(賃貸・農業・利子・配当・その他の収入)		<ul style="list-style-type: none"> ・課税(非課税)証明書(原) ・確定申告書(写) ※税務署で受付済みのもので、税務署へ提出したすべての書類 ・直接的経費申告書(原) ※該当する場合 	

※課税(非課税)証明書は、各市区町村で名称が異なります。

※課税(非課税)証明書、年金通知書、確定申告書などは、最新のものを提出してください。

③別居の場合、生計維持を確認するためにご提出頂くもの

別居理由	対象者	添付書類	(原):原本※返却しません (写):コピー
会社の命による赴任別居	全員	不要	
家庭の事情による別居	満16歳未満	不要	
	満16歳以上	通学・入寮の方	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証(写)※両面 または 在学証明書(写)
		入院・施設入所の方	<ul style="list-style-type: none"> ・入院証明書(写) または 入所証明書(写)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・別居先の世帯全員の住民票(原) ・仕送り額を証明するもの(下記*) 	
		* 振込人、相手先、送金年月日、送金額が確認できる書類 ※銀行振込明細書(写)、預金通帳の取引明細欄(写)、現金書留(写) 等	

★親族関係や扶養事実(生計維持)を確認するため、上記以外にも別途書類をご提出頂く場合があります。

以上